

会 議 ・ 行 事 の 記 録

決 裁 区 分	町 長	副 町 長	課 長	課長補佐	係 長	合 議	起 案
決 裁 月 日					起案者		

会議の名称	令和3年度 第1回八雲町国民健康保険運営協議会						
日 時	9月6日(月) 14:00 ~ 15:30				場 所	役場 3階 議員控室	

会 議 ・ 行 事 の 処 理 顛 末

◆出席者 — 10名

委員)

町、事務局)

1. 開 会 課長

只今から、令和3年度第1回八雲町国民健康保険運営協議会を開催いたします。
 本日の協議会には、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員より欠席する旨の申し出がありましたので、報告申し上げます。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。辞令交付につきましては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、手渡しによる交付ではなく、事前に皆様にお配りさせていただくことで交付とさせていただきますので、申し訳ありませんがご了承いただきますようお願いいたします。

課長)

本日の出席者ですが、定員9名中5名の出席となっています。従いまして、第1回国民健康保険運営協議会は成立していることをご報告いたします。

また、この運営協議会は自治基本条例により、一般公開することとなっています。また、会議録を作成し、これを公表するということになっていますが、会議録における個人名は公表しないということになっていきますので、どうか忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

なお、会議の議長は会長が務めることとなっていますのが、第9期の委員として今回初めての協議会でございますので、会長選任までの間、町長を仮議長として議事を進めていきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

町長)

皆様こんにちは。本日は大変お忙しいなか出席いただきましてありがとうございます。また、日頃から国保運営に対しましてご尽力をいただきましてお礼申し上げます。

八雲町国保の運営にあたりましては、令和元年度において税率改正を行いました。令和3年度は新型コロナウイルスなどの影響により前年度に比べて国保税が減収する見込みであり、財政運営は厳しいものと見ております。

ご承知のとおり、国民健康保険は都道府県単位化を迎え3年が経過いたしました。北海道としましてもさまざまな業務での全道統一など多くの課題を抱え、また八雲町でも借入金の返済に向けた取り組みなど今後も厳しい状況に変わりはないと考えております。引き続き財政の立て直しに努め、税と医療費の適正化に取り組んでいく所存でございます。

本日皆様にご協議いただいた事項につきましては、今後の国保運営に反映させていただきますので、忌憚のないご意見をいただくようよろしくお願い申しあげまして挨拶に代えさせていただきます。

町長)

それでは、会長選任までの間、仮議長を務めさせていただきます。

初めに会長及び会長職務代理者の選任についてですが、どのような方法がよろしいでしょうか。

どなたか、ご意見は。

〇〇委員)

会長ですが私の推薦でよろしければ、〇〇委員にお願いしたいと思います。

町長)

ただいま、〇〇委員から推薦提案がありましたが、これについていかがでしょうか

異議なし

町長)

異議なしと声がありましたので、第9期の会長に〇〇委員に決定します。

それでは会長職務代理の選出についてですがどのような方法がよろしいでしょうか。

〇〇委員)

私の推薦でよろしければ、〇〇委員にお願いしたいと思います。

町長)

ただいま、〇〇委員から推薦提案がありましたが、これについていかがでしょうか。

異議なし

町長)

異議なしとの声がありましたので、第9期の会長職務代理に〇〇委員に決定します。
会長及び会長職務代理が決まりましたので、以上で仮議長の任を下りたいと思います。

課長)

町長におかれましては他の用務がございますのでここで退席させていただきます。

それでは本日会長におかれましては欠席されておりますので以後、会長職務代理に議長をお願いしたいと思います。会長職務代理よりご挨拶をお願いします。

会長職務代理)

皆さんこんにちは。本日は会長が欠席ということで、私が議事進行をさせていただきますけれども大変不慣れでございます。皆様のご協力を得ながら進めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは本日の議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員に〇〇委員と〇〇委員の2名をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、さっそく議事に入りたいと思います。最初に報告事項(1)につきまして、事務局から説明をいただきたいと思います。

(係長より(1)について説明)

会長職務代理)

令和2年度国保会計決算報告について説明をいただきましたが何か質疑ございませんか。

〇〇委員)

一人当たり医療費が下がったのは新型コロナウイルスの影響と言えるのでしょうか。

係長)

そうですね、医療費の減少は今年の5月くらいから顕著に見えてきたのですが、緊急事態宣言などが出たのが3月くらいでしたから、ちょうどリンクしているかたちとなるので、新型コロナウイルスによる受診控えが影響しているというのはほぼ間違いないのではないかと考えております。

会長職務代理)

他に何かありませんか。

特になければ次に進んでよろしいでしょうか。

続きまして報告事項(2)について事務局から説明をお願いします。

(係長より(2)について説明)

会長職務代理)

令和3年度決算見込みについて説明をいただきましたが何か質疑ございませんか。

〇〇委員)

令和2年度と令和3年度の人件費について、こんなに下がるということは人が減ったということですか。

係長)

国保係の他に税や総合支所の国保担当などもこの人件費に含まれますが、全体の人数自体は減ってはいないのですが、給与の高い人が異動で国保会計から抜けて、低い人が国保会計へ異動してきたりすると決算で前年度を下回るということになります。不用額については人事異動があることを前提として予算を組んでおりますのでともともと少し多めに予算を確保しております。

会長職務代理)

毎年3千万円ずつ税収が下がっているということですが、これについては新型コロナウイルスの影響などもあると思いますが、単純に所得が戻れば税収も今より良くなると言えるのでしょうか。

係長)

被保険者数の推移は一定して緩やかな減少傾向にあります。それに対して所得の推移はかなりの乱高下をしております。従いまして現時点で申しますと例えば令和元年度の所得まで戻るとすれば、税収も今より3千万円ほど良くなるのではないかと思います。

会長職務代理)

加入者は漁業者や農業者がほとんどだと思いますが、漁業も農業も今大変厳しい状況だと思います。そのようななかでも3千万円が確保できるような方法があればいいのですが。今はちょうど底のところだと思います。来年あたりからまた所得など上がってくるのではないのでしょうか。

課長)

ご説明の補足ですが、私共の方でも国保の収支について毎年分析を行っているなかで今年の6月に当初課税が確定した段階で昨年度と比較しても課税で4千万円の減額になっておりまして、それが決算見込みのマイナス3千万円となったと思います。また、所得についても同じ割合で落ちています。

特に個人事業主の方の所得、国民健康保険税で主に担っていただいている部分は個人事業主の方が多いのですが、その所得が大きく影響していると思います。あと、令和2年度と3年度で所得税の基礎控除が元々33万円という基礎控除が所得2千4百万円以下になると10万円上乗せされて43万円に変わったという部分も少なからず影響していると思います。一番大きかったのは申告所得が伸びなかったというところで、私共も観測でものを申し上げるのは予断を挟むべきではないのかもしれませんが、2年度はやはりコロナ渦の部分で伸びる要素は悪い要素しかなかったと思います。観測的で申し訳ありませんがそのような分析を行っているところです。また、加入者については4千5百人くらいで推移しております。国立病院の加入者については今年の8月に病院の移転がありました。制度上、住所地特例で資格は八雲町国保に加入したままとなっております。全体としては自然減といったかたちで緩やかに減少傾向にあります。ただし、医療費については先ほど申し上げましたとおりございまして病院の患者さんも減っているようです。また、感染予防の効果でインフルエンザが流行しなかったり、風邪をひく人も少なかったりといったところも影響しているのではないかと分析しております。

〇〇委員)

今お話しがありました国立病院についてですが、今も八雲町で負担しているということでしょうか。
係長)

平成30年度から都道府県単位化になりまして、かかった医療費は全額北海道が補助金として払ってくれるという仕組みになりましたが、その代わり市町村は北海道に対して負担金を払いなさいということになりました。その各市町村の負担金を計算するとき医療費が高いか低いかの係数をかけて計算します。八雲町の場合ですと全国平均より1.25倍くらい医療費が高わけですが、その1.25の影響を半分にして納付金に掛けますという計算方法になっておりますので、八雲町の場合ですと他の低い市町村よりも多く納付金を払わなければならないということになっております。また、納付金が高いということは税率も高くしなければならないと、このような仕組みになっておりますので医療費がかかっているということは余計に負担しなければならないということになります。ただ、医療費の高い低いで差を設けるのは道内で統一ということにはならないということで、令和6年度にはこの仕組みを廃止すると道は正式に公表しておりますので、令和6年度からの納付金は市町村によって医療費が高いか低いかは一切関係がなくなります。後期高齢者はそもそも住所地特例という制度自体がないのですが、実質違う地域の人たちが八雲町国保の被保険者として加入していますということがあったとしても、それが何かに影響するということはありません。

会長職務代理)

他に特になければ次に進んでよろしいでしょうか。

続きまして報告事項(3)について事務局から説明をお願いします。

(係長より (3) について説明)

会長職務代理)

八雲町国保の概況について説明をいただきましたが何か質疑ございませんか。

〇〇委員)

総合病院についてですが、町立の病院ですけれども、病院の先生方の人事などは町で決めることはできるのでしょうか。それとも病院内で決めているのでしょうか。

課長)

医師の人事異動についてですが、基本的には病院の病院長のほうで取り扱っているというように認識しております。医師の確保ということでは町長であったり、副町長であったりが大学病院へ出向いていろいろとお話しをするということはあるかと思いますが、基本的には出張医のやりとりなどは病院が行っていると思います。

〇〇委員)

患者としては医師についての希望はどこに持って行ったらいいのでしょうか。科によっては常勤医が一人だけであとは出張医という科もあると思いますが。

課長)

常勤医がいない科は全部出張医だと思います。皮膚科とか泌尿器科は常勤医がいないので出張医だと思います。出張医の配置と診療のスケジュールは全部病院で決めております。その部分について町の方からここはいいとか、だめだとかということとは言えないのではないかと思います。

会長職務代理)

これは世間話して聞く話ですけれども、毎週出張医が変わる科もあるみたいで、そのような科にあたった患者さんが不満を感じたりすることがあるようです。田舎の病院はなかなか先生が来てもらえなくて出張医の話しになると思いますし、そういうところで大変だと思います。ただ病気になれば頼れるのは先生ですから、町の方から病院へ聞けることがあればいいと思いますが。

課長)

国保の運営協議会として病院へ伝える機会は今のところありませんが、町として町民の皆さんに適切な医療を提供するという立場から、そのような意見もあるということ伝えていきたいと思います。病院の方針としましても常勤医の確保に関しては今も奔走しています。ただ、職務代理が仰ったように、科によっては腰を据えて来てもらえる先生がいないという科もあります。そのことによって診療に穴をあけることはできませんので、大学病院との調整で出張医となっている部分についてはご理解

いただきたいと思います。また、引き続き常勤医の確保は総合病院の命題でもありますので、私共の方からも意見を伝えていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

〇〇委員)

先生は努力なさって一生懸命だと思いますが、言葉が足りない先生もいると思います。もう少し踏み込んだ説明をしていただければ患者も納得するのですが、聞きたいことが7割くらいで終わってしまうから悶々とした患者さんが結構います。私のことですが総合病院で診てもらった後に函館の病院へ転院したのですが、函館の病院では聞きたいことは全部答えてくれます。この辺の違いは大きいと思います。説明をしないというのは不審につながりますから。

課長)

なかなか患者さんの立場から医師に対して細かく聞きにくいというのはありますからね。

〇〇委員)

そうなんですよね。先生にもう一言二言患者に寄り添った説明をしてもらえれば安心して総合病院をえるのではないかと思います。

会長職務代理)

きちんと内容を説明して患者さんが納得した医療をしていただければ皆さん病院へ行くようになると思います。また、駄目な先生が一人でもいればその病院が駄目だということになってしまいます。大変だと思いますが。

課長)

仰ることはそのとおりだと思います。

会長職務代理)

町長と町民の懇談の場で伝えるのもいいかもしれませんね。色々なところで発信していった方が効果が出ると思います。

他に何かありませんか。

〇〇委員)

先ほどの国立病院の件ですが、今八雲町での負担は全道で統一になったら無くなるということですか。

係長)

はい。医療費を納付金に反映させる制度が令和6年度には廃止になりますので。八雲町は医療費が高いのでその分加算されて納付金も高かったのですが、それが減額になります。

〇〇委員)

分かりました。それと今、年代的に後期高齢者へ移動する方が多いですね。そうしますと国保の加入者は減るのではないかと思います。後期のための負担が増えてくると思いますがどうでしょうか。

係長)

そうですね、国保だけではないのですが他の健康保険に入っている方も後期高齢者支援金というものがありますので、確かに団塊の世代の方が後期へ移行し終わるころには支援金が高くなるということとは考えられると思います。

会長職務代理)

他に特になければ次に進んでよろしいでしょうか。

続きまして報告事項(4)について事務局から説明をお願いします。

(係長より(4)について説明)

会長職務代理)

国民健康保険税税率改正について説明をいただきましたが何か質疑ございませんか。

見てのとおり今コロナ渦で大変な年なのでやむを得ないといいますが、当然なのかなと思いますが皆さんの意見はどうでしょうか。来年度再度検討することよろしいでしょうか。

委員全員)

はい。

課長)

税率改正のことについてはまずは皆様にご報告した後に、議会の委員会へ状況を報告します。議会でも税率改正は3年後という説明をしておりますので、税率改正の必要性の是非、改正は必要ですが社会情勢的にそういう時期ではないという判断を町としてしたい旨、報告するといったプロセスをとっていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

会長職務代理)

他に何かございませんか、なければ事務局の方からその他として何かありませんか。

〇〇委員)

特定健診についてなんですけれども、今回保険証とか受診券に色々な案内が入っていたと思うんですけども、あれは八雲町の実情を語っているようで私たちのように関係ある者としてはすごく通じるものがあったんですね。実際に反響というのは役場の方には無かったのでしょうか。

係長)

問い合わせなどは例年よりは多かったというのが現時点での感想です。年度の途中にも勸奨ハガキなどを送りましたが、そうしますと住民検診の申込みなども増えたりしまして一定の効果はあったと考えております。また、今回のご案内については結構正直な書き方をして皆さんにお伝えしたところがありましたので、「町としてもっと力を入れてやるように」といったお叱りの問い合わせなども来る

のではないかと感じておりましたが、「特定健診を受けなければならないんですよね」といった前向きな問い合わせが多かったように思います。

〇〇委員)

関心を持ってもらうというのがまず第一ですよ。そしてそれから行動ですけれども、実際に受け付けてくれる病院の対応にアンバランスがあるように私は思えてしまいましたので、町の方でそこをうまくやってくださると助かると思います。

係長)

病院の方も慣れていないところもきっとあると思うんですけれども、そういうところは本当にご意見いただいたその都度現場の方で一つずつ潰していくしかないと思っています。そこは密に連携をとっていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

〇〇委員)

特定健診というのは病気の前兆を発見してそれ以上悪くならないための健診ですよ。ですから医者が協力するのは当たり前じゃないですか。病院の受け入れる体制が患者に寄り添っていないといただきますか、そういうのをすごく感じるんですよ。そうでないと特定健診の事業にいくらお金をつぎ込んでも行き違いになってしまうと思います。

係長)

実際私も毎年いくつかの病院とお話しをして契約を結ぶということをやっておりますけれども、やはり病院によって温度差があるといいますか、積極的に対応していただけたところもあれば、義務的な対応で終わってしまうところもあるというのが現状です。なんとかですね、国保としてもこういう状況ですからお願いしますという説明をしておりますが、それは分かるんですけどもそれ以上踏み込んだことまではという病院があるのも現実です。

〇〇委員)

忙しくてそれ以上何もできないという言葉が返されたらそれ以上何も言えないと思いますけれども、それはどこに言えばいいですか。

課長)

特定健診の診療機関の対応としましては現在色々なチャンネルでアプローチをしているところで調整しております。皆さんに不快な思いとか残念な思いを与えている部分については非常に申し訳ないと思っています。そこについては引き続きアプローチしていきたいと思っておりますし、同じ町の機関内の問題でもあることだと思っています。特定健診のことについては町長、副町長を含めた幹部の方々にも話しをさせていただいております。そういったなかで町の国保と町立病院の関係というのは一蓮托生だと私は感じておりますので引き続き原課として訴えかけていきたいと思っております。

会長職務代理)

他に何かございませんか。

事務局の方からその他として何かありませんか。

会長職務代理)

以上で本日予定されていた議題のすべてを終了いたしました。長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。

上記会議の記録に相違ないことを証するためにここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員

